【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月29日
【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　杉 浦　和 也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル
【事務連絡者氏名】	小 林　徹 也
【電話番号】	03（5208）5947
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	パインブリッジ米国優先証券オープンAコース（為替ヘッジあり） パインブリッジ米国優先証券オープンBコース（為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	各ファンドにつき1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当なし

１．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年8月12日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項の一部について、新たに訂正すべき事項が生じたため、本訂正届出書によりこれを訂正するものです。

２．【訂正箇所および訂正事項】

原届出書の該当事項を次の内容に訂正します。
下線部＿＿が訂正個所を示します。

第一部【証券情報】

（12）【その他】

[訂正前]

④「分配金再投資コース」を選択した取得申込者は、販売会社との間で「累積投資約款」にしたがい、収益分配金の再投資に関する契約（以下「累積投資契約」または「別に定める契約」ということがあります。）を締結する必要があります。（販売会社によっては、前記契約と同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定が用いられることがあります。）

[訂正後]

④「分配金再投資コース」を選択した取得申込者は、販売会社との間で「累積投資約款」にしたがい、収益分配金の再投資に関する契約（以下「累積投資契約」または「別に定める契約」ということがあります。）を締結する必要があります。（販売会社によっては、前記契約と同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定が用いられることがあります。）

≪信託終了（繰上償還）の予定について≫

当ファンドは、信託終了（繰上償還）を行うための手続きを行っており、平成29年2月13日付けで、繰上償還する予定です。ただし、異議を申立てられた受益者の受益権の合計口数が、基準日（平成28年12月1日）現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合には、繰上償還は行いません。
当ファンドのご購入に際しましては、十分にご留意ください。